

プレスリリース

平成 2 4 年 4 月 5 日  
(独)農林漁業信用基金林業部門

**平成 24 年度における東日本大震災復旧緊急保証  
(通称:震災保証) について**

東日本大震災復旧緊急保証（通称：震災保証）については、当初、平成 24 年 3 月 31 日までに限り受け付けることとしておりましたが、平成 24 年度本予算の成立を受け、別紙 1 及び別紙 2 のとおり、平成 25 年 3 月 31 日まで、本年度分の受付を開始することとしました。

お問い合わせ先  
林業管理室：野畑  
03-3294-5581  
林業部保証課：櫻井  
03-3294-5585

## 平成24年度における 東日本大震災復旧緊急保証のお取扱いについて

東日本大震災復旧緊急保証（通称：震災保証）は、当初、平成24年3月31日までに限り受け付ることとしておりましたが、平成24年度本予算の成立を受け、次のとおり、本年度の受付を開始いたします。

### ① 受付期間

平成24年度予算成立日（4月5日）から25年3月31日までとなります。

3月31日に一旦受付を締め切らせていただきましたが、予算成立日から24年度の受け付けを開始いたします。

### ② 対象資金

1号資金（直接被災）及び2号資金（間接被災）のお取扱いとなります。23年度震災保証に係る3号資金（仮設住宅など資材供給の円滑化のための資金）は、24年3月31日受付分までで終了しています。

### ③ 保証料

24年度の保証料は免除となります。新規のご利用のみではなく、23年度に震災保証（1号、2号資金）をご利用された方についても、24年度（2年目）の保証料は免除（返還）となります。

（3号資金には、24年度の免除措置はありません。）

#### （※注）保証限度額

保証限度額は震災保証の総額に適用されます。したがって、23年度震災保証と別枠で24年度の保証枠を設定できるわけではありません。

お問い合わせ先：農林漁業信用基金林業部保証課  
03-3294-5585・5586

# 平成24年度 東日本大震災復旧緊急保証のご案内

(別紙2)

林業者・木材産業者の皆様が、東日本大震災での被害の復旧などに取り組むために、従来資金とは別枠で債務保証を受けることができる資金が1ヶ年延長されることとなりました。

## 受付期間

平成25年3月31日まで

## 対象資金

農林漁業信用基金(林業部門)が保証対象とする全ての資金

### 一号資金

地震・津波による直接罹災された方の復旧に必要な運転資金・設備資金

### 二号資金

主要販売先などの罹災により間接的に被害を受けた方に係る資金  
繰り安定化のために必要な運転資金

## 保証の範囲

原則100%保証

## 保証限度額

運転資金4億円(これによりがたい場合は個別にご相談ください)  
設備資金については、事業の再建などに必要な範囲の基金が認められた額とし、運転資金とは別枠になります。

## 保証料

貸付日から1年間の保証料は免除といたします。  
23年度から本保証をご利用いただいている方も、24年度分の保証料は免除となります(1号・2号資金に係る保証料のみ。)

## 担保

無担保の限度額 4億円  
設備資金については原則として担保が必要です。  
補助事業の自己負担分についてご利用いただく場合は特に注意してください。

## 連帯保証人

1名以上(組合・会社の場合、代表者を含む。)  
個人については上記無担保の枠内で最大1,250万円まで無保証人とすることが可能です。

## 保証期間

運転資金・設備資金ともに15年以内(据置期間3年以内)

## 出資金

本資金に限り新規の保証利用者は保証額に関わらず1万円、既に出資を有している場合は追加出資不要となります。

当保証の詳細については、農林漁業信用基金にご相談ください。

農林漁業信用基金 林業部 保証課 TEL 03-3294-5585・5586

(注) 審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。